

新温泉町告示第41号

新温泉町縁結び同窓会応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、同世代の若者の交流を推進することにより「出会い」「ふるさとへの関心」「Uターン」等の機会を創出することを目的に、町内の小学校及び中学校の卒業生が町内で開催する同窓会等に要する経費の一部について、予算の範囲内で新温泉町縁結び同窓会応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の同窓会)

第2条 補助金の交付の対象となる同窓会（以下「同窓会」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 町内の小学校又は中学校の卒業生が、学級（複数学級を含む。）、学年又は学校単位で開催するもの
- (2) 町内の飲食店等において開催するもの
- (3) 出席者が10人以上の男女混合かつ独身者が4割以上であるもの
- (4) 出席者が当該年度末に21歳から40歳までのもの
- (5) 出席者が町の実施するアンケート調査等に協力するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、前条の要件を満たすことを予定する同窓会の代表者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、町内の飲食店等に支払う会場使用料及び食糧費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、出席者の人数に2,500円を乗じて得た額又は50,000円のうち、いずれか少ない額を上限とする。

2 補助金の交付は、同一の単位で行う同窓会に対し、同一年度内に2回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする同窓会の代表者（以下「申請者」という。）は、同窓会を開催する日の14日前までに、新温泉町縁結び同窓会応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 出席予定者名簿
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、新温泉町縁結び同窓会応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同窓会実施後、速やかに新温泉町縁結び同窓会応援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書及び請求明細書の写し
- (4) 出席者全員が分かる集合写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新温泉町縁結び同窓会応援事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することがある。

(補助金の請求及び支払)

第10条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、新温泉町縁結び同窓会応援事業補助金交付請求書（様式第5号）を速やかに提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為によって、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又は補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。